



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） 4
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） 5
- 沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（財政課） 6
- 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課） 6
- 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（科学技術振興課） 10
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課） 15
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課） 18
- 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課） 19
- 沖縄県がん対策推進条例（医務課） 19
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（医務課） 23
- 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例（企業立地推進課） 24
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課） 25
- 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例（道路管理課） 26
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課） 27

規 則

- 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（行政改革推進課） 29
- 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 30
- 沖縄県がん対策推進協議会規則（医務課） 33
- 沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 34
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報産業振興課） 35
- 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課） 35

告 示

- 企業立地促進地域の指定（企業立地推進課） 36

公布された条例のあらまし

- 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第53号）
 - 1 知事に属する附属機関として設置した沖縄県漁業協同組合合併推進協議会及び沖縄県自由貿易地域審議会を廃止することとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）
 - 1 事務処理の特例として市町村が処理することとしている消費生活用製品安全法、電気用品安全法等に基づく事務に関する規定を整理することとした。（第2条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第2条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（条例第55号）

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
- 2 知事の調査等の対象となる法人として、沖縄県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社等を定めることとした。（第2条）
- 3 知事の調査等の対象となる法人として、沖縄県が資本金等の4分の1以上2分の1未満に相当する額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を定めることとした。（第2条）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）の一部改正等に伴い、条例で使用する用語の定義について規定を整備することとした。（第2条関係）
- 2 沖振法に基づく「観光振興地域」の制度が廃止され、「観光地形成促進地域」の制度が新設されたことに伴い、当該地域の区域内において一定の要件を満たす施設を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除の特例措置を設けることとした。（第3条関係）
- 3 沖振法に基づく情報通信産業振興地域制度が拡充されたことに伴い、情報通信産業振興地域における事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除の特例措置に関する規定を整備することとした。（第4条関係）
- 4 沖振法に基づく「産業高度化地域」の制度が廃止され、「産業高度化・事業革新促進地域」の制度が新設されたことに伴い、当該地域の区域内において一定の要件を満たす設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除の特例措置を設けることとした。（第5条関係）
- 5 沖振法に基づく「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」の制度が廃止され、「国際物流拠点産業集積地域」が新設されたことに伴い、当該地域の区域内において一定の要件を満たす設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除の特例措置を設けることとした。（第6条関係）
- 6 沖振法に基づく金融業務特別地区制度が拡充されたことに伴い、金融業務特別地区における事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除の特例措置に関する規定を整備することとした。（第7条関係）
- 7 沖振法に基づく離島地域における課税免除の特例措置について、固定資産税を対象税目から除外した上で、適用期限を5年延長するほか、青色申告者以外の者も課税免除の対象とすることとした。（第8条関係）
- 8 多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点重点整備地区における不動産取得税又は固定資産税に係る不均一課税の特例措置を廃止することとした。（第12条関係）
- 9 1から8までの一部改正に伴い、条を繰り上げるなど条例の規定を整理することとした。（第13条から第18条まで関係）
- 10 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用することとした。（附則第1項）
- 11 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第4項まで）

○ 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（条例第57号）

- 1 センターの設置及び位置について定めることとした。（第1条及び第2条）
- 2 センターの管理について定めることとした。（第3条）
- 3 指定管理者の業務について定めることとした。（第4条）
- 4 指定管理者の指定の申請について定めることとした。（第5条）
- 5 指定管理者の指定について定めることとした。（第6条）
- 6 指定管理者の指定等の告示について定めることとした。（第7条）
- 7 施設の利用許可及び利用期間について定めることとした。（第8条及び第9条）
- 8 工作物等の設置等について定めることとした。（第10条）
- 9 施設を利用する権利の譲渡等の禁止について定めることとした。（第11条）
- 10 利用者への許可の取消し等について定めることとした。（第12条）
- 11 施設の利用料金等について定めることとした。（第13条）
- 12 利用料金の減免及び返還について定めることとした。（第14条及び第15条）
- 13 指定管理者による放置物件の除去命令について定めることとした。（第16条）
- 14 指定管理者による立入り等について定めることとした。（第17条）
- 15 施設の利用者に対する原状回復の義務について定めることとした。（第18条）

- 16 損害の賠償等について定めることとした。(第19条)
- 17 指定管理者の事業報告書提出について定めることとした。(第20条)
- 18 規則への委任について定めることとした。(第21条)
- 19 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、準備行為に関する規定については、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の制定及び食品衛生法施行規則の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。(別表第1関係)
- 2 生食用食肉に係る営業施設の基準を追加するほか、所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第59号)

- 1 指定調査機関が行う調査事務に係る手数料の規定を整理することとした。(第1条及び第7条関係)
- 2 指定情報公表センターが行う情報公表事務に係る手数料の規定を整理することとした。(第1条及び第8条関係)
- 3 介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料に関する規定を整備することとした。(第3条及び別表関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第60号)

- 1 所要の改正を行うこととした。(第6条関係)
- 2 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1については、平成24年10月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県がん対策推進条例(条例第61号)

- 1 この条例の目的について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 県、県民、保健医療関係者及び事業者の責務について定めることとした。(第3条から第6条まで)
- 4 がんの予防及び早期発見の推進について定めることとした。(第7条)
- 5 医療従事者の育成及び確保について定めることとした。(第8条)
- 6 緩和ケアの推進について定めることとした。(第9条)
- 7 在宅医療の推進について定めることとした。(第10条)
- 8 がん医療の充実について定めることとした。(第11条)
- 9 がん患者等関係者への支援について定めることとした。(第12条)
- 10 がんに関する情報の提供について定めることとした。(第13条)
- 11 がん登録の推進について定めることとした。(第14条)
- 12 離島及びへき地におけるがん医療の確保等について定めることとした。(第15条)
- 13 県民の自主的な活動の促進について定めることとした。(第16条)
- 14 がん対策の推進のため必要な財政上の措置について定めることとした。(第17条)
- 15 沖縄県がん対策推進協議会の設置について定めることとした。(第18条)
- 16 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第62号)

- 1 一定期間従事することで修学資金の返還が免除となる施設の名称を改めることとした。(第10条関係)
- 2 介護保険法の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第10条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成24年4月1日から適用することとした。(附則)

○ 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例(条例第63号)

- 1 情報通信産業振興地域の定義について、所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 2 産業高度化・事業革新促進地域制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第2条及

び第 6 条関係)

- 3 国際物流拠点産業集積地域制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第 2 条及び第 6 条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第64号)

- 1 沖縄 I T 津梁パーク施設にアジア I T 研修センターを追加するとともに所要の改正を行うこととした。(第 2 条及び第 8 条から第 11 条まで関係)
- 2 アジア I T 研修センターの施設使用料を定めることとした。(別表関係)
- 3 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、準備行為に関する規定については、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例(条例第65号)

- 1 二輪車及び四輪車の時間内駐車における利用料金の基準額に上限を設けるとともに所要の改正を行うこととした。(別表第 1 及び第 2 関係)
- 2 この条例は、平成24年10月 1 日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第66号)

- 1 港湾法の一部改正に伴い、港湾区域の定義について所要の改正を行うこととした。(第 2 条関係)
- 2 西原マリパークの名称及び定義を改めることとした。(第 2 条、第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 24 条から第 27 条まで、第 30 条及び別表第 6 関係)
- 3 西原マリパークの有料施設に新たな施設を加えることとした。(第 25 条関係)
- 4 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の改正規定及び準備行為に関する規定については、公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 8 月 3 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第53号

沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表中

沖縄県市町村合併促進審議会	市町村合併促進及び合併市町村の建設促進に関し、その調査審議並びに知事に対する意見の答申に関すること。
---------------	--

<p>沖縄県漁業協同組合合併推進協議会</p>	<p>漁業協同組合合併促進法（昭和42年法律第78号）附則第3項の規定による知事が行う合併及び事業経営計画の認定について意見を述べること及び漁業協同組合の合併推進に関し必要な事項を調査審議すること。</p>	を
<p>沖縄県自由貿易地域審議会</p>	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第41条に規定する自由貿易地域及び同法第42条に規定する特別自由貿易地域の指定申請に関する事項並びに自由貿易全般に関する重要事項の調査審議並びに知事に対する意見の答申に関すること。</p>	

<p>沖縄県市町村合併促進審議会</p>	<p>市町村合併促進及び合併市町村の建設促進に関し、その調査審議並びに知事に対する意見の答申に関すること。</p>	に
----------------------	---	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第54号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表4の項中「南城市 伊江村」を「伊江村」に改め、同表22の項(61)中「第83条の2第2項」を「第83条の2第1項」に改め、同表23の項中「南城市 伊江村」を「伊江村」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第55号

沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）

第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(知事の調査等の対象となる法人)

第2条 政令第152条第1項第3号に規定する条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、県又は県及び1若しくは2以上の同項第2号に掲げる法人（同条第2項の規定により同条第1項第2号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

2 政令第152条第4項第2号に規定する条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第56号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 観光地形成促進地域 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）第6条第2項の規定により定められた同項第2号の観光地形成促進地域をいう。
- (2) 情報通信産業振興地域 沖振法第28条第1項の規定により指定された情報通信産業振興地域をいう。
- (3) 産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第35条第2項の規定により定められた同項第2号の産業高度化・事業革新促進地域をいう。
- (4) 国際物流拠点産業集積地域 沖振法第42条第1項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号及び第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、同条第15号中「第2条第40号」を「第2条第37号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第16号を同条第13号とする。

第3条の見出し中「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に改め、同条各号列記以外の部分中「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「第6条第7項」を「第6条第5項」に、「観光振興計画の同意の日」を「観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）」に、「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「沖縄振興特別措置法第17条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令」を「沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に、「観光振興地域対象施設」を

「特定民間観光関連施設」に改め、同条第1号中「観光振興地域対象施設」を「特定民間観光関連施設」に改め、同条第2号及び第3号中「観光振興地域対象施設」を「特定民間観光関連施設」に、「観光振興計画の同意の日」を「提出日」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「沖振法第28条第7項の規定による情報通信産業振興計画の同意の日」を「情報通信産業振興地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）」に、「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第2号及び第3号中「情報通信産業振興計画の同意の日」を「指定日」に改める。

第5条の見出し中「産業高度化地域」を「産業高度化・事業革新促進地域」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円（機械及び装置並びに器具及び備品については、500万円）を超えるもの（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。）を新設し、又は増設した青色申告者（沖振法第35条の3第4項の規定による認定を受けた者に限る。）に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

第5条第1号中「産業高度化地域特別償却適用設備又は産業高度化地域対象設備」を「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」に改め、同条第2号中「産業高度化地域特別償却適用設備又は産業高度化地域対象設備」を「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」に、「産業高度化地域の指定の日」を「提出日」に改め、同条第3号中「産業高度化地域特別償却適用設備」を「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」に改め、「又は産業高度化地域対象設備」を削り、「産業高度化地域の指定の日」を「提出日」に改める。

第6条の見出し中「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区

域内」を「国際物流拠点産業集積地域の区域内」に、「自由貿易地域又は特別自由貿易地域の指定の日」を「国際物流拠点産業集積地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）」に、「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、「（当該地域が当該期間内に当該地域に該当しないこととなる場合には、指定の日からその該当しないこととなる日までの期間）」を削り、「租税特別措置法」を「国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法」に改め、「製造業等の用に供する」を削り、「自由貿易地域等特別償却適用設備」を「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」に改め、同項第1号中「自由貿易地域等特別償却適用設備」を「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」に改め、同項第2号及び第3号中「自由貿易地域等特別償却適用設備」を「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」に、「自由貿易地域又は特別自由貿易地域の指定の日」を「指定日」に改め、同条第2項を削る。

第7条各号列記以外の部分中「指定の日」の次に「（以下この条において「指定日」という。）」を加え、「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「第3条第12号」を「第3条第14号」に、「金融業務の用」を「金融業務に係る事業の用」に改め、同条第2号及び第3号中「金融業務特別地区の指定の日」を「指定日」に改める。

第8条中「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「青色申告者」を「者」に改め、同条第3号を削る。

第12条を削る。

第13条中「第9条第10項」を「第9条第11項」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第1項中「若しくは第13条」を削り、同条を第14条とする。

第16条中「、第12条若しくは第13条」を「若しくは第12条」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「、第12条又は第13条」を「又は第12条」に改め、同条第2項中「第73条の2第9項及び第10項」を「第73条の2第8項及び第9項」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例

(以下「新条例」という。)の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年3月31日以前に、改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例第3条から第8条までの規定により事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。
- 3 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により改正法による改正後の沖縄振興特別措置法（以下「新法」という。）第28条第1項の規定により指定された情報通信産業振興地域とみなされる地域は、改正法の施行の日から平成24年5月23日までの間は、新条例第4条の規定を適用する。この場合において、新条例第4条の規定中「情報通信産業振興地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成29年3月31日までの間に」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）の施行の日（以下この条において「改正法施行日」という。）から平成24年5月23日までの間に」と、「指定日」とあるのは「改正法施行日」とする。
- 4 改正法附則第3条第4項の規定により新法第42条第1項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなされる地域は、新条例第6条の規定を適用する。この場合において、新条例第6条の規定中「国際物流拠点産業集積地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）の施行の日（以下この条において「改正法施行日」という。）」と、「指定日」とあるのは「改正法施行日」とする。

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

沖縄県条例第57号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 ライフサイエンス（生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技术をいう。）分野における研究開発機関相互の有機的な連携による研究開発を促進し、もって県内における科学技术の振興に資するため、沖縄ライフサイエンス研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、うるま市字州崎5番1とする。

(センターの管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第8条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第18条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第13条の規定による利用料金の収受に関する業務、第14条の規定による利用料金の減免に関する業務、第15条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備及び機械器具の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にセンターの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(利用の許可)

第8条 センターの施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可の申請が規則で定める基準を満たすものでなければ、前項の許可をしてはならない。
- 3 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(施設の利用期間)

第9条 施設の利用の許可の期間は、1年を超えないものとする。ただし、1年を超えない範囲内において更新することができる。

(工作物等の設置等)

第10条 利用者は、その利用する施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第8条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金等)

第13条 利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 利用者が施設において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するのは、利用者の負担とする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額

し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(放置物件の除去命令)

第16条 指定管理者は、センター内における放置物件が施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第17条 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する者に、第8条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設の利用を終えたとき、又は第8条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した工作物等を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第19条 利用者は、その利用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による指定管理者の指定及び第13条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条まで及び第13条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

別表 (第13条関係)

施設利用料金

種別	単位	基準額
研究室	1平方メートル1月につき	2,300円
駐車場	1台1月につき	3,000円

備考

- 1 利用の期間が1月未満である場合又は利用の期間に1月未満の端数がある場合には、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第58号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1管理運営基準第1施設等における衛生管理の6の(1)の才中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ト」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号」に改める。

別表第2営業施設の基準第2業種別基準の1中「飲食店営業及び喫茶店営業」を「飲食店営業」に改め、同業種別基準の1の(3)中「煎る」を「煎る」に、「天がい」を「天蓋」に改め、同業種別基準の1の(3)の次に次のように加える。

(4) 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものに限る。以下同じ。）の加工又は調理を行う場合は、次に掲げる基準によるものであること。ただし、生食用食肉の調理のみを行うときは才及びカに掲げる基準を除く。

ア 他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。

イ 器具の洗浄に必要な専用の流水式洗浄設備及び器具の消毒に必要な専用の消毒設備を設けること。

ウ 手指の洗浄に必要な専用の流水式洗浄設備及び手指の消毒に必要な専用の消毒設備を設けること。

エ 生食用食肉の加工に使用する肉塊（食肉の単一の塊をいう。以下同じ。）又は生食用食肉が接触する設備及び器具は専用のものを設けること。

オ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。また、温度を正確に測定することができる装置を設けること。

カ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。

別表第2営業施設の基準第2業種別基準の1の次に次のように加える。

1の2 喫茶店営業

(1) 客室及び客席の明るさは、10ルクス以上であること。

(2) 作業場には、器具洗浄槽及び器具消毒槽並びに原材料洗浄槽を設けること。

(3) 煎る、焼く、揚げる、蒸す等の作業を行う箇所の上部には、換気扇に直結した金属板製ロウト型天蓋を設けること。

別表第2 営業施設の基準第2 業種別基準の2の(2)中「煎る」を「煎る」に、「天がい」を「天蓋」に改め、同業種別基準の10の(6)の次に次のように加える。

(7) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、次に掲げる基準によるものであること。ただし、生食用食肉の調理のみを行うときはオ及びカに掲げる基準を除く。

ア 他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。

イ 器具の洗浄に必要な専用の流水式洗浄設備及び器具の消毒に必要な専用の消毒設備を設けること。

ウ 手指の洗浄に必要な専用の流水式洗浄設備及び手指の消毒に必要な専用の消毒設備を設けること。

エ 生食用食肉の加工に使用する肉塊又は生食用食肉が接触する設備及び器具は専用のものを設けること。

オ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。また、温度を正確に測定することができる装置を設けること。

カ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。

別表第2 営業施設の基準第2 業種別基準の11の(2)の次に次のように加える。

(3) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、次に掲げる基準によるものであること。ただし、生食用食肉の調理のみを行うときはオ及びカに掲げる基準を除く。

ア 他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。

イ 器具の洗浄に必要な専用の流水式洗浄設備及び器具の消毒に必要な専用の消毒設備を設けること。

ウ 手指の洗浄に必要な専用の流水式洗浄設備及び手指の消毒に必要な専用の消毒設備を設けること。

エ 生食用食肉の加工に使用する肉塊又は生食用食肉が接触する設備及び器具は専用のものを設けること。

オ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。また、温度を正確に測定することができる装置を設けること。

カ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。

別表第2 営業施設の基準第2 業種別基準の31の(5)中「煎る」を「煎る」に、「天がい」を「天蓋」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第59号

**沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する
条例**

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例（平成18年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第69条の33第2項、第115条の36第3項及び第115条の42第3項」を「及び第69条の33第2項」に改める。

第3条中「、受験等」を「又は受験等」に改め、「又は介護サービス情報の報告の際」を削る。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

別表25の項中「第115条の35第2項」を「第115条の35第3項」に、「受けようと」を「申請しよう」と改め、同表中26の項を削り、27の項を26の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第60号

沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護を行う事業に限る。）を行う事業所及び同条第27項に規定する介護老人保健施設の円滑な開設に要する費用を補助するために、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附則第2項中「平成24年9月30日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

沖縄県がん対策推進条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第61号

沖縄県がん対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、がんの予防及び早期発見により、県民の健康保持を図るとともに、がん患者及びその家族が置かれている状況を深く認識し、療養生活に伴う様々な不安の軽減を図るため、県、県民、保健医療関係者及び事業者の責務を明らかにし、がん対策に関する基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的にがん対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 法第2条第2号に規定するがん医療に携わる者をいう。
- (2) 事業者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第10条に規定する使用者をいう。
- (3) がん患者等関係者 がん患者及びその家族（遺族を含む。）並びにこれらの者により構成される県内の団体をいう。
- (4) がん対策関係者 がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるために取り組む団体その他のがん対策に主体的に関与するものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、市町村、保健医療関係者、事業者、がん患者等関係者及びがん対策関係者と連携を図り、地域の特性に応じたがん対策に関する施策を実施する責務を有する。

(県民の責務)

第4条 県民は、喫煙、食生活、飲酒、運動その他の生活習慣や生活環境が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

(保健医療関係者の責務)

第5条 保健医療関係者は、がんの予防の推進及び早期発見に資するとともに、がん患者及びその家族が置かれている状況を深く認識し、がん医療の提供に努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者等関係者が求めるがんに関する情報の提供に努めるものとする。

3 保健医療関係者は、県及び市町村が講ずる施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、次に掲げる職場環境の整備に努めるものとする。

- (1) 従業員ががんの予防のため、健康な生活習慣の重要性を知り、健康の増進に努めることができる環境
- (2) 従業員ががん検診を容易に受診することができる環境
- (3) 従業員ががん^りに罹患した場合において、当該従業員が安心して治療し、又は療養することができる環境
- (4) 従業員の家族ががん^りに罹患した場合において、当該従業員が安心して当該家族を看護することができる環境

2 事業者は、県及び市町村が講ずる施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第7条 県は、がんの予防の推進及び早期発見に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 喫煙、食生活、飲酒、運動その他の生活習慣や生活環境が健康に及ぼす影響を周知することその他のがんの予防のための普及啓発
- (2) 性別による特有のがん及びがん^りに罹患しやすい年齢を考慮したがんの予防に関する知識の普及啓発
- (3) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるがんの理解及び予防につながる知識の普及啓発
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条第1項に規定する受動喫煙を防止するための施策
- (5) がん検診の受診率及び質の向上に資するための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見に必要な施策
(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保)

第8条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び

技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの推進)

第9条 県は、緩和ケア（法第16条に規定する疼痛等の緩和を目的とする医療その他の行為をいう。以下同じ。）の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進
- (2) 緩和ケアに関する知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (3) 住み慣れた家庭、地域等で緩和ケアを受けることができる体制の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進に必要な施策

(在宅医療の推進)

第10条 県は、がん患者の意向により、住み慣れた家庭、地域等でがん医療を受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の充実)

第11条 県は、がん患者が適切ながん医療を受けられることができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院（法第15条第1項に規定する専門的ながん医療の提供等を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。）の整備
- (2) 前号に掲げる病院とその他の医療機関との連携の強化
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がん医療の充実に必要な施策

(がん患者等関係者への支援)

第12条 県は、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上並びに身体的、精神的及び経済的な負担の軽減に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者及びその家族に対する相談支援体制の充実
- (2) がん患者等関係者の経験を活用した支援活動の推進
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者等関係者への支援に関し必要な施策

(がん医療等に関する情報の提供)

第13条 県は、県民に対し、がん医療及びがん患者支援に関する情報を提供するため、必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第14条 県は、効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、がん登録（法第17条第2項に規定するがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析する取組をいう。）の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

（離島及びへき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援）

第15条 県は、第7条から前条までに掲げる施策のほか、離島及びへき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（県民の自主的な活動の促進）

第16条 県は、県民が自主的かつ主体的に取り組むがんに関する活動を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第17条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（沖縄県がん対策推進協議会）

第18条 法第11条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更について必要な事項を調査審議するため沖縄県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、保健医療関係団体を代表する者、がん患者等関係者、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第62号

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号キ及びクを次のように改める。

キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第3項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

ク 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設

第10条第1項第1号サ中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第63号

沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例

沖縄県企業立地促進条例（昭和57年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第28条第3項第1号」を「第28条第1項」に、「定められた」を「指定された」に改め、同条第4号中「産業高度化地域」を「産業高度化・事業革新促進地域」に、「第35条第1項」を「第35条第2項第2号」に、「指定された」を「定められた」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号から第

10号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中「産業高度化地域、自由貿易地域、特別自由貿易地域」を「産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第64号

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(4) アジア I T研修センター

第8条第3項中「事業用専用区画（以下「専用区画」という）」を「事業用専用区画、実務研修室及び休憩室（以下「専用区画等」という）」に改める。

第9条第3項、第10条第2項、第11条の見出し及び同条第1項中「専用区画」を「専用区画等」に改める。

別表の3の表の次に次の表を加える。

4 アジア I T研修センターの施設使用料

施設の種別	単位	金額
一般研修室（備付けの電子計算機等の使用を含む。）	1室1時間につき	2,940円

一般研修室	1室1時間につき	840円
ラウンジ	1室1時間につき	920円
実務研修室	1平方メートル1月につき	2,400円
休憩室	1平方メートル1月につき	1,200円

別表備考2中「及び駐車場」を「、駐車場、実務研修室及び休憩室」に改め、同表備考3中「(企業集積施設を除く。)」の次に「、実務研修室及び休憩室」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の条例第2条第2項第4号に規定するアジアIT研修センターの指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第65号

沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「50円」の次に「とし、1回の利用につきこれらの合計額が400円を超える

ときは400円」を、「150円」の次に「とし、1回の利用につきこれらの合計額が1,200円を超えるときは1,200円」を加え、同表備考第1号に次のただし書を加える。

ただし、時間外駐車をした場合において、当該時間外駐車時間と連続する時間内駐車時間があるときは、時間外駐車時間の前後それぞれ1時間に係る駐車については、時間外駐車とする。

別表第1備考第3号を次のように改める。

- 3 この表において「1回の利用」とは、入出場時間内に連続して駐車することをいい、2日以上にわたって連続して駐車する場合は、それぞれの日の時間内駐車を1回の利用とする。

別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「時間内駐車」とは、入出場時間内の駐車をいう。
- 2 別表第1備考2の規定は、この表の利用料金を収受する場合について準用する。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第66号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「西原マリパーク」を「西原・与那原マリパーク」に改める。

第2条第1号中「第4条第4項の規定によつて認可」を「第4条第4項又は第8項の規定による同意又は届出」に改め、同条第4号中「モーターボート」の次に「その他の船舶」を加え、同条第5号中「西原マリパーク」を「西原・与那原マリパーク」に改め、「区域内にある」の次に「スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット及び

モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び」を加える。

第7条第1項、第16条第2号及び第17条第2項中「西原マリンパーク」を「西原・与那原マリンパーク」に改める。

第20条第1項中「その旨を」の次に「県公報で」を加える。

第24条の表中「西原マリンパーク」を「西原・与那原マリンパーク」に改める。

「第3節 西原マリンパークの管理」を「第3節 西原・与那原マリンパークの管理」に改める。

第25条第1項中「西原マリンパーク」を「西原・与那原マリンパーク」に改め、同項の表中

シャワー	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後8時まで
多目的広場	1月1日から12月31日まで（火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休日でない日）を除く。）	午前8時30分から午後10時まで
軽スポーツ広場		午前8時30分から午後10時まで
照明設備		午後6時から午後10時まで

を

陸置場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで。ただし、入場し、又は出場できる時間は、午前8時（11月1日から翌年の3月31日までの期間は、午前9時）から午後6時30分（11月1日から翌年の3月31日までの期間は、午後5時）まで
係留施設		
シャワー	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後8時まで
多目的広場	1月1日から12月31日まで（火	午前8時30分から午後10時まで

に

軽スポーツ広場	曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休日でない日）を除く。）	午後6時から午後10時まで
パークゴルフ場		
照明設備		

改める。

第26条第1項中「西原マリパーク」を「西原・与那原マリパーク」に改める。

第27条第2項中「西原マリパーク」を「西原・与那原マリパーク」に改め、同条第4項中「これを」の次に「県公報で」を加える。

第30条の表及び別表第6中「西原マリパーク」を「西原・与那原マリパーク」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の条例第19条の規定による西原・与那原マリパークの指定管理者の指定及び改正後の条例第27条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第18条から第20条まで及び第27条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

規 則

沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第39号

沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（沖縄県漁業協同組合合併推進協議会規則及び沖縄県自由貿易地域審議会規則の廃止）

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 沖縄県漁業協同組合合併推進協議会規則（昭和47年沖縄県規則第182号）

(2) 沖縄県自由貿易地域審議会規則（昭和47年沖縄県規則第202号）

（沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正）

第2条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	沖縄県森林審議会委員		日額 9,300	を
	沖縄県漁業協同組合合併推進協議会	委 員	日額 9,300	
		専 門 員	日額 9,300	

沖縄県森林審議会委員	日額 9,300	に、
沖縄県工芸産業振興審議会	委 員 日額 9,300	
	専 門 委 員 日額 9,300	
沖縄県自由貿易地域審議会委員	日額 9,300	を
沖縄県工芸産業振興審議会	委 員 日額 9,300	に改める。
	専 門 委 員 日額 9,300	

（沖縄県行政組織規則の一部改正）

第3条 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第65条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

第72条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第241条第2号の表沖縄県漁業協同組合合併推進協議会の項及び沖縄県自由貿易地域審議会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第40号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「第6条第1項第1号」を「第6条第1号」に改め、同条第1項中「観光振興地域対象施設」を「特定民間観光関連施設」に、「産業高度化地域特別償却適用設備又は産業高度化地域対象設備、第6条第1項第1号」を「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備、第6条第1号」に、「自由貿易地域等特別償却適用設備」を「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」に、「若しくは」を「又は」に改め、「条例第3条の」を削り、「並びに情報通信産業用、情報通信技術利用事業用、製造業等用、産業高度化事業用、金融業務用及び旅館業務用の設備」を「情報通信産業振興地域対象設備、認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備、金融業務特別地区対象設備及び離島地域対象設備」に改める。

第4条第1号中「過疎地域自立促進特別措置法」の次に「（平成12年法律第15号）」を加える。

第5条中「第14条」を「第13条」に改め、同条第2号中「第53条」を「第52条」に改め、同条第3号中「第12条又は第13条」を「第11条又は第12条」に、「観光振興地域対象施設」を「特定民間観光関連施設」に、「産業高度化地域特別償却適用設備、産業高度化地域対象設備、自由貿易地域等特別償却適用設備」を

「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」に改め、「、中核的民間施設」を削り、「観光振興地域対象施設等」を「特定民間観光関連施設等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人事業税

ア 特定民間観光関連施設等を新設し、又は増設したことを証する書類及び当該特定民間観光関連施設等の取得価額を証する書類（条例第10条の規定による課税免除の申請の場合を除く。）

イ 従業者名簿及び従業者配置図（条例第10条の規定による課税免除の申請の場合を除く。）

ウ 認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備の取得に係る課税免除の申請にあつては、申請者が青色申告者であることを証する書類及び取得した設備が認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備であることを証する書類

エ 離島地域対象設備の取得に係る課税免除の申請にあつては、旅館業許可証の写し

オ 条例第10条の規定による課税免除の申請にあつては、確定申告書の収支内訳書の写し

(2) 法人事業税

ア 法人税申告書（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表一（一））の写し

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の9第1項、第45条第1項、第52条の3又は第60条の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税額の特別控除等に関する明細書又は特別償却の付表の写し

ウ 従業者名簿及び従業者配置図

エ 既存の設備を取り替え、又は更新する法人にあつては、既存設備及び新規設備の仕様書その他これに類する書類の写し

オ 認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備の取得に係る課税免除の申請にあつては、申請者が青色申告者であることを証する書類及び取得した設備が認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備であることを証する書類

(3) 不動産取得税

ア 取得した不動産の登記事項証明書

イ 不動産の取得価額及び新設し、又は増設した設備の取得価額を証する書類（条例第12条の規定による不均一課税の申請の場合を除く。）

ウ 家屋を取得した場合にあつては、当該家屋の平面図及び立面図

エ 土地を取得した場合にあつては、当該土地における施設又は設備の配置図

オ 法人にあつては、法人の登記事項証明書（特定民間観光関連施設又は商業基盤施設の取得に係る課税免除等の申請の場合を除く。）

カ 認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備の取得に係る課税免除の申請にあつては、申請者が青色申告者であることを証する書類及び取得した設備が認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備であることを証する書類

キ 離島地域対象設備の取得に係る課税免除の申請にあつては、旅館業許可証の写し

ク 商業基盤施設の設置に係る不均一課税の申請にあつては、取得した不動産が中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る商業基盤施設の用に供するものであることを証する書類

(4) 固定資産税

ア 特定民間観光関連施設等の取得価額を証する書類

イ 法人にあつては、法人の登記事項証明書（特定民間観光関連施設又は商業基盤施設の取得に係る課税免除等の申請の場合を除く。）

ウ 認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備の取得に係る課税免除の申請にあつては、申請者が青色申告者であることを証する書類及び

取得した設備が認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備であることを証する書類

エ 商業基盤施設の取得に係る不均一課税の申請にあつては、取得した償却資産が中心市街地の活性化に関する法律第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る商業基盤施設の用に供するものであることを証する書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、課税免除等の適用の可否又は適用範囲を判別するために知事が特に必要と認める書類

第6条中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第7条中「第14条」を「第13条」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第8条中「第16条」を「第15条」に改める。

第9条中「第17条第1項」を「第16条第1項」に、「観光振興地域対象施設等」を「特定民間観光関連施設等」に改める。

第1号様式中「第14条」を「第13条」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 この申請書を提出するときは、県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第5条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。

2 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第2号様式中「第14条」を「第13条」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 この申請書を提出するときは県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第5条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。

2 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第3号様式中「第14条」を「第13条」に、

「注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。」を

「注 1 この申請書を提出するときは、県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第5条第2項第2号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。」に、「附表」

2 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。」

を「付表」に、「第59条」を「第60条」に改める。

第4号様式中「第14条」を「第13条」に改め、同様式注1を次のように改める。

1 この申請書を提出するときは、県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第5条第2項第3号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。

第5号様式中「第14条」を「第13条」に、

根 拠 と な る 規 定	条 例 第11条・第12条	を
施 設 の 種 類		

施 設 の 種 類		に改め、
-----------	--	------

同様式注1を次のように改める。

1 この申請書を提出するときは、県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第5条第2項第3号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。

第6号様式中「第14条」を「第13条」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 この申請書を提出するときは、県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第5条第2項第4号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。

2 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第7号様式中「第14条」を「第13条」に、

根 拠 と な る 規 定 条 例	条 例 第11条 ・ 第12条	を
施 設 の 種 類		

「

施 設 の 種 類	
-----------	--

」に改め、

同様式注1を次のように改める。

- 1 この申請書を提出するときは、県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第5条第2項第4号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。
- 第8号様式中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。
- 第10号様式中「第16条」を「第15条」に改める。
- 第11号様式中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成24年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成24年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、新規則第5条に規定する課税免除の申請書若しくは不均一課税の申請書又は新規則第9条に規定する不動産取得税還付申請書の提出期限が到来したこととなる場合における当該課税免除申請書若しくは不均一課税申請書又は不動産取得税還付申請書の提出期限は、新規則第5条又は第9条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過する日とする。
- 3 施行日から起算して30日を経過する日までの間に、新規則第5条に規定する課税免除の申請書若しくは不均一課税の申請書又は新規則第9条に規定する不動産取得税還付申請書の提出期限が到来することとなる場合における当該課税免除申請書若しくは不均一課税申請書又は不動産取得税還付申請書の提出期限は、新規則第5条又は第9条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過する日とする。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県がん対策推進協議会規則をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第41号

沖縄県がん対策推進協議会規則

(趣旨)

- 第1条** この規則は、沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号。以下「条例」という。）第18条第6項の規定に基づき、沖縄県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条** 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条** 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

- 第4条** 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉保健部医務課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

2 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第49条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) がん対策推進協議会に関すること。

第241条第2号の表中

沖縄県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（平成22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うこと。	福祉保健部	障害保健福祉課	を
沖縄県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うこと。	福祉保健部	障害保健福祉課	
沖縄県がん対策推進協議会	沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号）第18条に基づき、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更について必要な事項を調査審議すること。	福祉保健部	医務課	に改める。

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第42号

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県企業立地促進条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「事業」の次に「及びインターネット付随サービス業」を加え、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「第3条第12号」を「第3条第14号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業

第3条中「第2条第9号」を「第2条第8号」に改める。

第4条第2号中「産業高度化地域」を「産業高度化・事業革新促進地域」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第1の1の項中「特別自由貿易地域又は産業高度化地域」を「国際物流拠点産業集積地域（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）附則第3条第4項の規定により国際物流拠点産業集積地域とみなされた地域のうち、改正前の法第42条第1項の規定により指定されていた特別自由貿易地域に限る。以下同じ。）又は産業高度化・事業革新促進地域」に改め、「卸売業」の次に「、無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点（法第3条第11号に規定する国際物流

拠点をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。以下同じ。)、機械等修理業(国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。以下同じ。)、不動産賃貸業(その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令(平成14年内閣府・経済産業省令第4号)第2条に規定する規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。))を加え、同表2の項中「特別自由貿易地域又は産業高度化地域」を「国際物流拠点産業集積地域又は産業高度化・事業革新促進地域」に改め、同表3の項中「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「又はこん包業」を「こん包業、無店舗小売業又は機械等修理業」に改め、同表5の項中「産業高度化地域」を「産業高度化・事業革新促進地域」に改める。

第1号様式、第4号様式から第10号様式までの規定及び第13号様式中「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第43号

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成21年沖縄県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「事業用専用区画」の次に「実務研修室及び休憩室」を加え、同条中「条例」を「事業用専用区画について条例」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実務研修室及び休憩室について条例第10条第2項の規則で定める基準は、次のいずれかとする。

(1) 実務型研修を通して、情報通信分野における専門知識を有する人材の育成を行うための使用であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める使用であること。

第4条第1項中「事業用専用区画」の次に「実務研修室及び休憩室」を加え、「専用区画」を「専用区画等」に改め、同条第2項中「専用区画」を「専用区画等」に改める。

第5条第1項第2号及び第6条第1項中「専用区画」を「専用区画等」に改める。

附 則

この規則は、沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成24年沖縄県条例第64号)の施行の日から施行する。

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第44号

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県港湾管理条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第142号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用上」を「の使用上又は利用上」に改め、同条に次の1項を加える。

3 西原・与那原マリンパークの陸置場及び係留施設の利用期間は、1年以内とする。

第11条第3号、第13条第1号及び第3号並びに第13号様式中「西原マリンパーク」を「西原・与那原マリンパーク」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成24年沖縄県条例第66号）附則第2項の規定により準備行為として行う西原・与那原マリパークの指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、改正後の沖縄県港湾管理条例施行規則第12条の規定及び改正後の第13号様式の例による。

告 示

沖縄県告示第395号

沖縄県企業立地促進条例（昭和57年沖縄県条例第11号）第6条の規定により、企業立地促進地域を次のとおり指定する。

なお、平成21年沖縄県告示第385号（企業立地促進地域の指定）は、廃止する。

平成24年 8 月 3 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

業種	企業立地促進地域
1 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第11号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。）、機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。）、不動産賃貸業（その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令（平成14年内閣府・経済産業省令第4号）第2条に規定する規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。）、デザイン業及び自然科学研究所	屋部工場適地 金武 I . C 地区工場適地 赤崎工場適地 昆布工場適地 平宮地区工場適地 塩屋工場適地 中城湾港新港地区工業団地 中城村工場適地 読谷工場適地 大山工場適地 小那覇工場適地 東崎工場適地 津嘉山工場適地 豊崎工場適地 糸満工業団地 糸満市西崎町一丁目工場適地
2 ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、沖縄振興特別措置法第3条第6号で定める情報通信産業のうち、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業及びインターネット付随サービ	那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 本部町 恩納村 宜野座村 金武町 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町

<p>ス業、同条第8号で定める情報通信技術利用事業</p>	
<p>3 金融業務特別地区の区域内において法人を設立して行う沖縄振興特別措置法第3条第14号の金融業務に係る事業</p>	<p>名護市</p>
<p>4 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第19項に規定する国際航空運送事業（貨物を運送するものに限る。）及び同事業に附帯するサービスを行う事業</p>	<p>那覇空港（那覇空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（平成15年国土交通省告示第1132号）により変更された後の那覇空港の範囲をいう。）</p>

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総 務 私 学 課 電 話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号</p>
---	---